

村営住宅（新規就農者住宅）入居者募集要綱

高山村

村では、青年等就農計画の認定を受け I ターンにより高山村に定住を希望する青年などに賃貸住宅を提供するため、次のとおり村営住宅の入居者を募集します。

1 新規就農者住宅の概要

名称	新規就農者住宅（4号棟・5号棟）
所在地	大字中山 4358 番地 2
募集戸数	2 戸
建物構造等	1 戸建(木造 2 階) 106.26 m ² 1F－玄関、LDK18 帖、トイレ、洗面脱衣室、浴室 農業用倉庫兼作業場(15.5 帖) 2F－洋室2室(9 帖・7 帖)、バルコニー
家賃	月額 25,000 円 (認定就農者となった日若しくは入居許可日のいずれか早い日から、満 10 年を経過した翌月以降は月額 50,000 円)
敷金	50,000 円(家賃 2 ヶ月分)
駐車場	2 台
ペット	動物の飼育等は不可

2 入居者の費用負担

電気・ガス・水道・下水道・ケーブルテレビ等の使用料

3 入居者の選定方針

- ① 入居資格等を審査のうえ、申込多数の場合は抽選とします。

4 入居申込資格

入居申込ができる方は、農業経営基盤強化促進法に規定する青年（満 18 歳以上 45 歳未満）で、高山村が青年等就農計画を認定した者、若しくは認定が見込まれる者で、次のすべての条件を満たしている方です。

- ① I ターンにより高山村に定住を希望する新規就農者、又は I ターンにより高山村に定住してから 5 年以内の新規就農者
② 同居しようとする配偶者（婚姻を予定する方を含む。）がいる者
③ 村税等の滞納がない世帯
④ 申込者、または申込者と同居（予定）親族が暴力団員でない世帯
⑤ 地元行政区に加入し、地域の活動に参加する世帯

裏面をご覧ください。

5 入居申込受付期間及び場所

平成29年1月1日(水)から

平成30年1月4日(木)まで

高山村役場 建設水道課建設係の窓口へ申込みをしてください。

6 入居申込方法

役場に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ申し込んでください。(村HP [<http://www.vill.takayama.nagano.jp/>] から申込用紙のダウンロードができます。)

- ①入居をしようとする方全員の所得を証明するもの (所得証明書)
- ②入居をしようとする方全員の市町村税に滞納がないことの証明書 (納税証明書)
- ③入居を予定する方全員の住民票
- ④認定就農者の認定を受けていること、又は受ける見込みの者であることがわかる書類

※①②③は、平成29年1月1日現在において、住所を定めている住所地の市町村窓口で発行されます。

※申込時には印鑑及び運転免許証等本人確認書類を持参ください。

7 入居者の選定(抽選日)

平成30年1月12日(金) 午後6時30分～

申込者多数の場合は、抽選を行います。

申込者が都合悪い場合は代理人の出席をお願いします。

8 入居手続き

入居者決定後、10日以内に所定の手続きを行い、通知された入居可能日から14日以内に入居してください。(村長の承認を受けた場合を除く。)

※所定の手続き(誓約書の提出(連帯保証人との連署)、敷金の納付(家賃月額2ヶ月分))

9 入居可能日

平成30年2月1日(木) からを予定しています。

10 その他

① 行政区への加入について

地元の行政区に加入していただくため、区費の納入や地域の活動等について、「**中原**」区の説明を必ず受けて下さい。

② すこうケーブルテレビの光ケーブルが配線済となっていますので、テレビの視聴にはケーブルテレビへの申し込みが必要となります。

11 お問い合わせ先

高山村役場 建設水道課建設係	(026-214-9297 直通)
	(026-245-1100 代表 内線 52)
高山村役場 産業振興課農政係	(026-214-9268 直通)
	(026-245-1100 代表 内線 44)